



Title	唐代における韻律意識について
Author(s)	加藤, 聰
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 1999, 33, p. 29-41
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47881
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

唐代における韻律意識について

加藤聰

(二)

初唐期、七世紀末から八世紀初頭にかけての詩壇において確立したとされる近体詩韻律が、六朝後期、五世紀末に活躍した沈約らの声律説に多大な影響を被っていることは、中国詩史上の共通認識であろう。そして、その近体詩韻律の成立過程は、主に声調の「四声律」（平・上・去・入声の対立による）に基づく六朝期の「声病」説が、^①「平仄律」（平声と、上・去・入声をまとめた仄声との対立による）を基とした韻律に再構成されていく過程でもあつた。

完成した近体詩韻律が平仄律に基づいているということは、確かに客観的事実として認められる。そのためか、われわれは、その確立期である初唐においても、実作の場では「四声律」による韻律構成への配慮がなお存在したことを見逃しがちである。^②近体詩韻律完成への代表的功労者として沈佺期・宋之間を挙げる言説は、夙に唐代から見られるが、その評価を後世まで決定的なものとするのに大きな役割を果たした言辞に、北宋・宋祁撰『新唐書』^③

卷二〇一、宋之間伝の次の二節がある。

魏建安後迄江左、詩律屢變、至沈約・庾信、以音韻相婉附、屬對精密。及之間・沈佺期、又加靡麗、回忌声病、約句準篇、如錦繡成文。学者宗之、号為沈・宋。(魏の建安より後江左に迄るまで、詩律屢しば變じ、沈約・庾信に至りて、音韻を以て相い婉附し、屬對を精密ならしむ。〔宋〕之間・沈佺期に及びて、又た靡麗を加え、声病を回忌し、句を約し篇を準し、錦繡の文あやを成すが如し。学者之れを宗とし、号して沈・宋と為す。)

ここでは、まさに六朝期における声律探究の延長線上に沈・宋を位置づけるのであるが、特に注目したいのは、彼らの韻律に対する配慮を「声病を回忌し」と表現している点である。ここで云う「声病」とは、平仄律に基づく近体詩韻律上の禁忌を漠然と指すのではなく、かの四声律による「声病」⁽⁴⁾と捉えるべきであろう。とすれば、この「声病を回忌し」という発言は、北宋初期において、平仄近体律が確立した時期に沈・宋がなお四声律を意識的に運用していた、という認識があつたことをうかがわせる。

実際、唐代に至つても四声律による韻律の議論は少なからず存在し、また詩人の韻律意識としても四声律は忘れ去られた過去のものではなかつたようである。次章では、それについての言及を順次見ていくことにする。

(二)

『全唐文』卷八六五に収載する「元」「ニ玄」英先生詩集序は、五代末から北宋初期にかけての人物である王贊(生卒年不詳)が、中晚唐の詩人である方干(八〇九~八八八?)の詩集のために撰した序文である。そこには、

冒頭に漢魏以来の詩史の変遷が述べられるが、その中に次のような記述がある。

唐興、其音復振、陳子昂始以骨氣為主、而浸拘四声・五七字律。(唐興り、其の音復た振るいて、陳子昂始めて骨氣を以て主と為し、而して四声・五七字律に拘ること^{やかわ}悔めり。)

初唐において、陳子昂（六六一～七〇二）が齊・梁以来の修辞過剰の詩風を一変し、漢魏の風骨を取り戻そうとしたことは、彼自身が「与東方左史虬修竹篇序」（四部叢刊本『陳伯玉文集』卷二）に述べるところでもあり、その後の唐代詩史の共通認識であるが、ここでは、彼以前の初唐詩の韻律について「四声・五七字律に拘る」と評している点が重要である。ここで云う「四声」とは、いうまでもなく四声律による声病説を指し、「五七字律」とは、唐代に入つて確定しようとしていた平仄律による五言・七言の律詩を指すと考えられる。つまり、これは初唐期、韻律が平仄律のみならず、四声律によつても追究されていたことをうかがわせる言辞であるといえる。

顥・約已降、競・融以往、声譜之論鬱起、病犯之名争興。家製格式、人談疾累、徒競文華、空事拘檢、靈感沈秘、彫弊寔繁。（〔周〕顥・〔沈〕約より已降、〔元〕競・〔崔〕融より以往、声譜の論鬱として起り、病犯の名争い興る。家^ごとに格式を製り、人^{ひと}ごとに疾累を談じて、徒らに文華を競い、空しく拘檢を事とし、靈感沈秘して、彫弊寔に繁し。）

右は、『文鏡秘府論』西巻の空海による序文である。⁽⁵⁾九世紀初頭に、唐より将来した詩文創作理論の著作を編集したこの書には、当時の多くの声律説が引用されて残つてゐる。ここでは、周顥や沈約といった六朝声律説代表者

の系譜の中に、元就（生卒年不詳）・崔融（六五三～七〇六）という初唐の声律論の著者（その著作はそれぞれ該書中に引用されており、それぞれ四声律について論じた部分を持つ）を置き、初唐当時の四声律による声病説流行の様子を述べている。ここで云う「声譜」とは「四声譜」、「病犯」とは四声律に基づく声病のこと。

沈侯・劉善之後、王・皎・崔・元之前、盛談四声、争吐病犯。黄卷溢篋、緾帙満車。貧而樂道者、望絕訪写、童而好学者、取決無由。（沈侯「〔二〕沈約」・劉善「經」の後、王「昌齡」・皎「然」・崔「融」・元「就」の前、盛んに四声を談じ、争いて病犯を吐く。黄卷はに溢れ、緲帙よに溢れ、緲帙車に満つ。貧にして道を楽しむ者は、望みを訪写に絶ち、童にして学を好む者は、決を取るに由無し。）

同書、天卷の序。ここには、王昌齡（六九八～七五七）や釈皎然（七一〇？～？）といった、盛唐・中唐の詩人の名も見え、前に引いた西卷序と同じく、四声律による声病説がいかに隆盛を極めていたかが述べられる。入唐僧空海の筆には、かの地への思いがこもった誇張があるかもしれないが、唐代の四声律の論議が、単に存在したという水準を超えたものであったことは確かであろう。

もう少し時代を遡った、隋唐の際の頃の状況はどうであつただろうか。『続古今詩苑英華集』という「唐人選唐詩」の先駆けとなる詞華集（今佚）の編者でもある、釈慧淨（五七八～六四五）について、唐・道宣撰『続高僧伝』卷三、釈慧淨伝（『大正大藏經』卷五〇所収）は次のようなエピソードを伝える。

仍曰「法師必須詞理・切対、不得犯平頭・上尾。」于時令冠平帽。淨因戯曰「貧道既不冠帽、寧犯平頭。」令曰

「若不犯平頭、当犯上尾。」淨曰「貧道脱屣昇床、自可上而無尾。……」（〔始平令楊宏〕仍りて曰く「法師 詞理・切対を必須むれば、平頭・上尾を犯すを得ざらん」と。時に令〔＝楊宏〕平帽を冠る。〔慧〕淨 因りて戯れて曰く「貧道既に帽を冠らざるに、寧んぞ平頭を犯さん」と。令曰く「若し平頭を犯さざらば、當に上尾を犯すべし」と。淨曰く「貧道履を脱ぎて床に昇るに、自ら上りて尾無かるべし。……」）

始平県令の楊宏なる人物との機知に富んだやりとりの中には、平頭や上尾といった、四声律に基づく八病説のタームが出てくる。その発言からは、楊宏が「詞理（筋道だった措辞）と切対（きつちりとした対偶）」を具備した詩を作る上で「平頭や上尾を犯してはならない」ことを重視していたことが見てとれよう。そして、楊宏のその言葉に對してウイットで切り返す慧淨は仏典漢訳家でもあり、その種の人物は當時、音韻・声律について殊に自覺的であつた。同伝の引く、中書舍人李義府（六一四～六六六）が慧淨の詩に付した序は次のように云う。

由斯声唱更高、玄儒属目、翰林文士推承冠絶、競述新製、請擿瑕累。（斯れ由り声唱更に高く、玄儒目を屬あはぎ、翰林の文士冠絶を推崇して、競いて新製を述べ、瑕累を擿くを請う。）

「玄儒」、「翰林の文士」といった、当時の詩壇を担う、即ち近体詩韻律形成に直接関わっていく存在が、彼のもとに「瑕累」の指摘を求めてやつて来る。ここでの「瑕累（作品のきず・欠点）」とは、四声律に基づく声病を指すだろう。この一文は、隋唐の際ににおいて、四声律に基づく韻律の論議がなされていてことをうかがわせるものとなつてゐる。

ところで、慧淨の周辺で四声律が論じられていたこの時期は、隋唐の際を代表する詩人である王績（五九〇～六四四）が生きた時代とほぼ重なっている。短期間微官に就いただけであつた王績には、近体詩韻律整備の過程で重要な役割を果たした君臣奉和や応制の詩作はなく、陶淵明を敬慕した詩風はその質朴ばかりが強調されがちであるが、同時に彼の詩の多くは、当時にあつては抜きんでて高度に洗練された平仄近体律を備えていた。⁽⁶⁾

かく一方では四声律が盛んに議論される詩壇があり、他方ではそこから距離をおいた王績のような人物によつて、平仄律が研ぎ澄まされようとしている。このように四声律への配慮と平仄律への配慮との双方が見え隠れする状況こそ、この隋唐の際のみならず、唐代全般にわたる韻律意識の現実だといえよう。

このようだ、四声律と平仄律が併存する唐代の韻律意識が現れている言説をもう少し見てみよう。殷璠は、生卒年は不詳であるが、盛唐期の中心となる時代を生きた人物である。その彼が開元・天宝という同時代の詩人の作品を集めて編んだ詞華集『河岳英靈集』の序と「集論」には、殷璠自身の韻律に対する考え方が述べられている。

至如曹・劉詩、多直語、少切対。或五字並側、或十字俱平、而逸駕終存。（曹「植」・劉「楨」が詩の如きに至りては、直語 多くして、切対 少なし。或いは五字 並びに側、或いは十字 俱に平なれども、逸駕 終に存す。）夫能文者匪謂四声尽要流美、八病咸須避之。縱不拈二、未為深缺。（夫れ文を能くするとは四声 尽く流美なるを要し、八病 咸^み須く之れを避くるべきを謂うに匪す。縱一⁽⁷⁾を拈せざるも、未だ深缺と為さず。）

まず、引用前者の序において、六朝声律説以前の建安詩人である曹植と劉楨の詩の韻律を論じる際、「平側」^{〔〕}

仄」⁽⁷⁾という概念を援用していることに注目したい。一句五字全てが仄声であつたり、二句十字がみな平声だったりするような、平仄近体律からすると明らかに不備がある韻律にも「逸駕（傑出した才覚）」がある、という自然の諧調を重んじる指摘は、本を正せば平仄律に基づく韻律意識から発するものなのである。

一方、引用後者の「集論」においては、「文を能くする（ここでは専ら詩作にすぐれていることを指す）」とは「四声・八病」⁽⁸⁾という四声律による声病を完璧にさけることではなく、また、「拈二」⁽⁹⁾という平仄律に基づく韻律にかなわなくとも、それは大きな落ち度ではないとする。ここにおいて注意したいのは、詩のしかるべき韻律を論ずるにあたつて、四声律と平仄律の双方を援用している点であり、そこには殷璠の韻律意識に、四声律と平仄律の両方が存在していることが見てとれる。

この章の最後として、詩の韻律において四声律と平仄律が並立して意識されていた事実を、実作の場に即して彷彿とさせる次の詩を挙げておきたい。

有箇王秀才、笑我詩多失。云不識蜂腰、仍不会鶴膝。平側不解庄、凡言取次出。我笑你作詩、如盲徒詠日。
 （箇の王秀才、我が詩の失まり多きを笑う有り。云うらくは蜂腰を識らず、仍お鶴膝を会らず。平側 庄すを解せず、凡言 取次に出だすと。我は笑う きみ 你的詩を作ること、盲の徒らに日を詠むが如しと。）

『全唐詩』卷八〇六に、寒山の「詩」二八六番として載せられる詩。詩中第五句の「庄す」とは、押韻のことである。寒山の生きた時代は、中宗朝から大曆・貞元年間の範囲であると推定されているから、この詩に描かれているのは初唐末から中唐期⁽¹⁰⁾の事であると考えられる。ここでは王秀才（未詳）なる人物が、韻律にとらわれない

寒山の詩を評するのに、「蜂腰・鶴膝」という四声律による声病説のタームを用いると同時に、「平側」という文字通り平仄律を示す語も使つてゐる。

(三)

前章までには、唐代における韻律意識が、一般に思われているように平仄律のみに集中していた訳ではなく、六朝後期以来の四声律に配慮する部分もなお持ち合はせていたことを述べてきた。

さて、これまで見てきたその四声律への言及には、「声病」に「拘る」といつた言ひ方や、それを「避ける」という表現が見られる。それでは、その「声病」への対処に対する評価は唐代においてどのようになされているのであろうか。以下にその評価のあり方を見てみることにする。

詩人としてだけではなく、古文家の先駆けとしても知られる元結（七一九～七七二）は、その友人等の作品を集めて編んだ詞華集『箇中集』の序（『全唐文』卷三八一）においてこのように云う。

近世作者更相沿襲、拘限声病、喜尚形似、且以流易為辞、不知喪於雅正、然哉。（近世の作者更に相い沿襲し、声病に拘限し、形似を喜んで、且つ流易を以て辞と為し、雅正を喪つを知らざること、然る哉。）

ここで云う「近世」とは唐代を指す。ここでは「声病に拘限（こだわる）」することは、「雅正を喪う」ことに繋がるとして批判されている。だからこそ彼はこの『箇中集』を古体詩のみで編んだのであつた。

科举制度が整備された唐代にあつて、永隆二年（六八一）以降進士科の試験に「雜文」が課されるようになり、

特に天宝年間以降、その「雜文」⁽¹⁰⁾とは専ら詩賦の製作を指すようになった。そこで課される詩、即ち省試詩は五言十二句の排律であり、当然韻律に対する理解が試されることになる。そのような中、賈至（七一八～七七二）は「議楊綰條奏貢舉疏」（『全唐文』卷二六八）において、「声病」のみに拘る選拔姿勢は「浮艶」を助長し、詩が本来もつ教化の効果を失わせるものだとして批判した。

今試學者以帖字為精通、而不窮旨義。豈能知遷怒貳過之道乎。考文者以声病為是非、而惟採浮艶。豈能知移風易俗化天下之事乎。（今學を試みる者は帖字を以て精通と為し、旨義を窮めず。豈に能く怒りを遷し過ちを貳たびするの道を知らんや。文を考うる者は声病を以て是非と為し、惟だ浮艶を採るのみ。豈に能く風を移し俗を易え天下を化するの事を知らんや。）

科挙選抜の場における「声病」に対する同様の指摘は、權德輿（七六一～八一八）の「進士策問五道 第五道」（『全唐文』卷四八三）にも見られる。「声病」へのこのようない批判的評価が、元結・賈至・權德輿という、古文運動の担い手たちによってなされたことは、注意されてよい。

その古文運動の中心人物であつた韓愈に、元和の初め聘せられて仕官した経験をもつ李渤（七七二～八二二）は、弟に贈つた長編古詩「喜弟淑再至為長歌」（『全唐詩』卷四七三）の一節に自らの詩作について次のように述べている。

近來詩思殊無況、苦被時流不相放。雲騰浪走勢未衰、鶴膝蜂腰豈能障。送爾為文殊不識、貴從一一伝胸臆。

(近來 詩思 殊に況無けれども、時流を被りて相い放たざるに苦しむ。雲騰がり浪走るがごとく勢い未だ衰えざるに、鶴膝蜂腰豈に能く障らんや。爾を送るに文の為にすること殊に識らず、一一に従いて胸臆を伝うるを貴ぶのみ。)

ここでも「鶴膝・蜂腰」という声病が、奔放なる「詩思」のほとばしりに「障る」存在としてとらえられており、否定的評価が与えられている。

このように、唐代における「声病」は、唐人によつて否定的にとらえられがちであつたといえるが、それとは異なる言説も全くなかつたわけではない。晚唐の顧陶（生卒年不詳）は、一二三三首を収める大規模な詞華集『唐詩類選』（今佚）を編み、大中十年（八五六）にその序（『全唐文』卷七六五）を記して次のように云う。

爰有律体、祖尚清巧、以切語對為工、以絕声病為能、則有沈・宋・燕公・九齡・嚴・劉・錢・孟・司空曙・李端・二皇甫之流、實繁其数。皆妙於新韻、播名當時。亦可謂守章句之範、不失其正者矣。（爰に律体有りて、清巧を祖尚し、語対に切なるを以て工と為し、声病を絶つを以て能と為すは、則ち沈「佺期」・宋「之問」・燕公「II張説」・「張」九齡・嚴「維」・劉「禹錫」・錢「起」・孟「浩然」・司空曙・李端・二皇甫「II皇甫冉・皇甫曾」の流有りて、実に其の数繁し。皆な新韻に妙なりて、名を当時に播ぐ。亦た章句の範を守り、其の正を失わざる者と謂う可し。）

ここでは、唐王朝成立後の「律体（近体詩）」成立の流れを述べる中で、「声病を絶つ」ことに秀でた沈・宋以下

の詩人が、その結果として「新韻（近体詩韻律）」による詩作に秀でていたとする。そしてその近体詩は「章句の範」や「其の正」、つまり詩作においてのつとるべき規範を遵守したものとして評価されているのである。

(四)

以上本稿では、まず、唐代における韻律意識が、この時期に成立を見、以後千年以上にもわたって固守された近体詩韻律が基づく「平仄律」への配慮のみに支えられていたのではなく、そこには六朝後期以来の「四声律」への目配りもなお存在し続けていたことを指摘した。さらに、「声病」への対処に対する唐代の評価のあり方を検討し、全てではないものの、その評価が大方否定的であることを見てきた。

ある時代の韻律意識を考察しようとする時、それは実作の韻律調査と、その時代の韻律に対する言及の検討との両面から探究されなくてはならない。本稿は後者の面からそれを考察する試みの一端であつた。

注

(1) 今に伝えられる声病説、とりわけその代表である所謂「八病説」が、全て六朝期に形成されたものか否かについては議論がある。しかしそれが主に四声律に基づいて構成されているという事実は、とりあえずそれを六朝期の声律論の中に位置づけることを可能にするだろう。

(2) この点について言及した論考には、古川末喜「文鏡秘府論」にみる四声律と平仄律」（『佐賀大学教養部研究紀要』二七・一九九五年）がある。また、拙稿「初唐詩近体詩における四声・八病説の運用」（『集刊東洋学』八二・一九九九年）では、初唐詩を代表する詩人の五言八句近体詩について四声律による韻律調査を実施し、この時期の実作において

四声律がいまだ意識される傾向があつたことを明らかにした。あわせて参考されたい。

(3) 比較的早い時期のものとしては、「全唐文」卷六五四、元稹「唐故工部員外郎杜君墓係銘」の叙が挙げられる。

(4) 注(2)の拙稿参照。また、小川環樹編「唐代の詩人—その伝記」(大修館書店・一九七五年)一〇二頁、福島吉彦氏はこの「声病」に注して「詩の音調韻律上の欠点。具体的には八病のこと」と云う。

(5) 以下の『文鏡秘府論』本文引用は、興膳宏訳注・解説『弘法大師空海全集第五卷』(筑摩書房・一九八六年)により、その訳注・解説も参照した。

(6) この問題を中心的に論じたものに、王志華「五言律奠基者旧説応該推翻—重評王績在詩歌史上的地位」(『晋陽学刊』一九九〇—三・一九九〇年)がある。

(7) 以上の『河岳英靈集』本文引用は、李珍華・傅璇琮『河岳英靈集研究』(中華書局・一九九一年)に附される『河岳英靈集』によつた。

(8) 「拈」とは、元就の云う「換頭」の法(『文鏡秘府論』天卷「調声」所引『詩韻脳』に見える)と同じものであり、聯の相接する部分で各句第二字の声調を平声もしくはそれ以外(上・去・入声)で揃えることにより、ちょうど平仄近体律の粘法と同様の韻律を構成するものをいう。その説明に「平仄」の語が使われてないため、厳密には四声律による韻律であるが、四声を平声と上・去・入声とに明確に分類していることから、これは事実上平仄律に基づく韻律であるといえる。

(9) 余嘉錫『四庫提要辨証』卷二十、及び楊明・王運熙「寒山子詩歌的創作年代」(王運熙『漢魏六朝唐代文学論叢』上 海古籍出版社・一九八一年)参照。

(10) 傅璇琮『唐代科舉与文学』(文史哲出版社・一九九四年)第七・十四章参照。

(11) 賈至のこの発言は、『資治通鑑』卷二二三、代宗广德元年(七六三)六月癸酉条にも引かれ、胡二省は「声病」の語に注して以下のように云う。
声病、謂以平上去入四声緝而成为文、音從文順謂之声、反是則謂之病。(声病とは、平上去入の四声を以て緝^{ひき}て文^{あや}を成し、音文に従いて順なれば之れを声と謂い、是れに反すれば則ち之れを病と謂うを謂う。)

(12) 問。育材造士為國之本、修辭待問賢者能之。豈促速於儕偶、牽制於聲病之為耶。(問う。材を育て士を造るは国を

(補) 本稿中の人物の生卒年については、主として周祖譜主編『中国文学家大辞典・唐五代卷』(中華書局・一九九二年)を参考した。

（大学院後期課程学生）

為^{おさ}むるの本にして、修辞と待問は賢者^{しやんしゃ}之れを能くす。豈に儼偶^{じせう}に促速^{そくそく}し、声病に牽制せらるるの為^{ため}ならんや。」
 なお、文宗の開成二年（八三七）に、進士の課題詩を從来の近体詩韻律によらない「齊梁格」で作製する旨を文宗自ら指示したのも、科挙選抜における詩作のあり方に対するこのような批判と関連すると考えられる。鈴木修次「齊梁格・齊梁体について」（『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』講談社・一九七九年）参照。